

2019年12月25日

大阪市長
松井一郎様

市民とつながる・くらしが第一大阪市議員団
代表 武直樹

令和2年度（2020年度）大阪市予算編成に関する要望書

万博の誘致が決定し開催に向けて準備が進んでいますが、現在もなお、大阪市を廃止して特別区を設置するための議論が続いています。

一方、地域が抱える課題は、年を追うごとに複雑・多様化、深刻化し、地方自治体の果たすべき役割は極めて大きくなってきています。

これらの課題解決のためには、トップダウン型でなく、ボトムアップ型で市民の皆さんが主体となり市民参画による市政運営を進めていく必要があります。

成長戦略からみても、地域へのアプローチからみても、大阪市が廃止されるのか、存続するのかどちらに向かうのかわからない不安定な議論を行っているときではありません。そうした思いから、市民とつながる・くらしが第一会派としては、会派名の通り、市民の皆さんとつながって、市民の皆さんのくらしを第一に、市民の皆さんに参加参画いただき声やアイデア、知恵を政策という形に反映しました。

ぜひとも、令和2年度予算編成にあたり、以下重点項目として5項目、そのほか9項目について予算化されるよう要望いたします。

令和2年度大阪市予算編成に関する要望項目

○重点項目

<1>こども応援	- 1 -
<2>すべての親子が安心してらせるまちへ	- 1 -
<3>下町成長戦略	- 1 -
<4>分権をすすめる総合区の設置	- 2 -
<5>老朽インフラ・市設建築物	- 2 -
1. 大都市における住民自治の拡充	- 3 -
(1) 区政会議	- 3 -
(2) 地域活動協議会	- 3 -
①事務局/②活動拠点/③スーパーコミュニティ法人	
(3) 施策の縦割りをつなく総合的な長期ビジョンの策定	- 3 -
(4) 「市民がつくるおおさか条例(案)」づくり	- 4 -
2. 高齢者、障がい者、子どもなどの支援策の充実	- 4 -
(1) 住民自治型の地域福祉の推進	- 4 -
①地域福祉ビジョンの策定と区の運営方針に基づいたPDCAの徹底/②総合相談窓口のワンストップ化の徹底/③地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現	
(2) 専門性が高い事業の公募のあり方	- 4 -
(3) 地域包括ケアシステムの構築と深化・推進	- 4 -
(4) 地域包括ケアシステム推進、地域福祉推進のための条例(案)の検討	- 5 -
(5) 生活困窮者自立支援制度	- 5 -
(6) 難病者支援	- 5 -
(7) 公営住宅福祉	- 5 -
3. 次世代を担う子ども施策の充実	- 6 -
(1) すべての子どもの安心と希望の実現(子どもの貧困対策)	- 6 -
(2) 児童虐待防止	- 6 -
(3) 産前産後ケアの充実	- 6 -
(4) 就学前児童の健全育成	- 6 -
①弾力的な保育環境の整備/②公立保育所・幼稚園の民営化計画の撤回と存続/③待機児童対策/④企業主導型保育所/⑤認可外保育施設	
(5) 外国にルーツを持つ子供たちの健全育成	- 7 -
①就学前教育/②外国からの児童生徒の受入れ・共生のための教育の充実	
(6) 障がい児への就学支援	- 7 -
①障がい児就学/②発達障がい児支援/③知的障がい児の高校進学	
(7) 生野区西部地域学校再編整備計画	- 8 -
(8) 学校施設整備	- 8 -

①教育環境の改善整備／②学校図書館の充実	
(9) ひきこもり・ニート支援	- 8 -
(10) 児童扶養手当	- 8 -
(11) 幼児教育の無償化	- 9 -
(12) 学校選択制について	- 9 -
4. 空家対策の取り組みの推進	- 9 -
(1) 大阪市空家等対策計画の着実な実行	- 9 -
①区役所を拠点とした取り組み／②特定空家等対策／③空家等の利活用	
5. 災害に強いまちづくり	- 10 -
(1) 災害に強いまちづくり	- 10 -
①住宅等の耐震化、防災化／②大規模災害時に備えたインフラ設備の強化	
(2) 効率的な減災対策	- 10 -
①地域防災機能の強化／②福祉避難所／③帰宅困難者対策／④災害時の要援護者支援／⑤平時からの要援護者支援	
6. 交通・水道・下水道事業	- 10 -
(1) 交通政策	- 10 -
①総合交通政策／②地下鉄8号線の延伸／③Osaka Metro・大阪シティバス(株)の適切な監理	
(2) 水道事業	- 11 -
①経営形態／②広域連携・海外展開	
(3) 下水道事業	- 12 -
7. 文化、観光、経済振興	- 12 -
(1) 文化・観光	- 12 -
①アーツカウンシル／②伝統芸能／③観光客誘致／④2025年大阪・関西万博の開催準備	
(2) 経済振興	- 12 -
①新たな産業の育成支援／②創業、協働支援／③販路拡大	
(3) 労働・就労	- 13 -
8. 適正なガバナンス	- 13 -
(1) 適正な人員配置	- 13 -
(2) 適正な公共調達	- 13 -
9. 共生と人権	- 13 -
(1) 国際人権都市大阪市の実現	- 13 -
(2) 多様な人が参画できるルールの方策	- 13 -
①「ヘイトスピーチ対処条例」の強化／②部落差別解消推進法の具体化／③多様な人が参加参画できるプラットフォームづくり／④住民投票における外国籍住民の投票権	
(3) スポーツ・芸術文化を楽しむ権利の保障	- 14 -

○重点項目

＜1＞こども応援

大阪では5人に1人の子どもが「相対的貧困」状態にあると言われています。いろんな「しんどさ」を抱える子どもたちが、子ども時代を幸せに過ごし、社会の中で自分を活かして生きられる社会をつくることは、大阪の未来をつくることです。そのために、まずは学校の先生や保育士さんなど、子どもに関わる大人が元気に働ける環境をつくる必要があります。子どもの学力を取り上げて評価指標の一つとし、ボーナスや学校予算に反映させようとするのは、子どもの「生きる力」を育てようと一生懸命に向き合う先生や子どもたちを追い詰めかねません。子どもたちと一緒に疲弊している教育現場の多忙化を解消し、過剰なバッシングなどで新しいチャレンジがしづらくなっている今の状況を変える必要があります。

- ・学校をハブ（中心）に「教育」と「福祉」・「就労」・「まちづくり」をつなぎ、地域や社会と共に子どもたちの学び育ちをトータルにサポートすること。
- ・福祉と社会教育のコーディネートを担当する外部連携担当人材が学校を専任で支援するようにすること。
- ・小学校1・2年生の低学年に導入されている35人を基準とした少人数学級編制を全学年に適用すること。
- ・学校を拠点にした豊かな教育環境／子どものセーフティネットづくりを推進すること。
- ・フリースクールへの補助や、居場所や子ども食堂など学校外での「小さいけれど大事な活動」が持続できるよう、小口でも継続的な財源を確保する「小さな取り組み応援」を制度化すること。
- ・支援の少ない中高生（ティーン）向けの「夜のたまり場」を設置すること。

＜2＞すべての親子が安心してくらせるまちへ

社会では今、女性の活躍を後押しすることが求められています。家族のカタチも多様化した現在、すべての人が自分らしい生き方を選択できるようにするためにも、特に女性が困難を抱え込み、不利な境遇に陥ってしまうような条件や制度・慣習の見直しが必要です。

例えば母子家庭。大阪市では、母子家庭の8割以上が就業していますが、正社員として働く人は4割に満たず、平均年間就労収入は229.2万円です（大阪市平成30年調査）。公営住宅の優先入居などはあっても、子育て・家事・仕事に追われる母のニーズを十分に満たせず、劣悪でも都心部の住環境を選択することは少なくありません。また、生活保護の住宅扶助額（月約5万円）並みの家賃の住居に住める就労収入を得ることも困難な状態です。

- ・ひとり親家庭には、家賃補助の仕組みづくりをすすめること。
- ・空家・空室リニューアルによって低廉な家賃の住居を供給すること。
- ・住居の安定を目指し、その上で就労支援を行い、住むことと働くことを重ね合わせた「パッケージ型制度」を構築すること。
- ・優先入居の対象となる公営住宅を用意する場合は、住宅支援のみならず、子育て支援など、ケアやコミュニティを意識した、包括的・総合的支援を提供すること。

＜3＞下町成長戦略

大阪市は全国一事業所密度が高い「商人のまち」です。18万事業所があり、市内総生産は19兆円、従業員数は224万人（大阪市民は80万人）で周辺地域にも多くの雇用機会を提供する経済・

産業の中核都市です。その分、昼間人口比率は高く、市民の購買行動の影響が小さい＝国内や海外の景気動向に影響されやすいまちです。

しかし、新たに域外の需要を取り込む万博・カジノなどの「都構想戦略」だけでは、身近な地域経済は活性化しません。売上げは増えても利益は外資・大企業の本社に流れ、都心部と大阪南部、環状線外縁部で見られるような域内格差は広がる一方です。

不安定な経済に振り回されず、地域に入ったお金を地域内で循環・滞留させて地域経済を創り直すことが必要です。大阪には多様な歴史と文化、特色ある産業や地域資源があります。さまざまな困難とニーズを持つたくさんの市民が住んでいます。

- ・高い産業集積密度、消費地と生産地の接近、包容力のある市民気質を活かすこと。
- ・困りごとや地域課題から、都市生活産業を産みだすこと。
- ・身近な区政に住民参加型の産業振興部署を設置すること。
- ・個別企業から地域の特性に応じた産業支援への転換を推進していくこと。
- ・指定管理者や大規模な公共調達物件等の実施においても、地域の中小企業振興や地域課題解決などの視点を持った基準を設けること。
- ・女性や若年者、障がい者、外国人など多様な人材の成長、キャリア形成を継続的に支援できる人材に強い中小企業群・中小企業ネットワークづくりを推進すること。
- ・事業主や企業等を支援する経済戦略局と市民の就労・雇用を支援する市民局・福祉局等の関係部局が連携し、企業と市民を両面から包括・総合的に支援できる体制を構築すること。

＜4＞分権をすすめる総合区の設置

公募区長の導入とともに区役所が変わり始めた市民は実感しています。区シティマネージャーとして一定の権限を持ち区内の課題に向き合う区長が生まれてきました。この流れをさらに進めるのが「総合区」です。「現状の24区か、特別区か」の二者択一ではなく、「総合区」についても、しっかり議論すべきです。

- ・住民投票で決着のついた大阪市を廃止分割して特別区を設置するための検討はただちに終了すること。
- ・さらなる、区の権限強化や予算拡充、住民自治の拡充を目指して、地方自治法改正で設置が可能となった総合区の設置についての検討を進めること。
- ・住民自治の拡充を目指すのであれば、統治する側からのトップダウン型の改革ではなく、そのプロセスにも住民が参画し、幅広く議論を行いながら進めていくボトムアップ型の改革として進めること。
- ・地方自治法による地域協議会の仕組みの活用をはかること。

＜5＞老朽インフラ・市設建築物

大阪北部地震、度重なる災害で、大阪市の交通、生活インフラが脆弱であることへの不安が広がっています。大阪市では高度経済成長期に多くの市設建築物やインフラが整備されたために、学校や市民利用施設などの市設建築物で30年以上経過したものが半数（52.7%）、橋梁、地下鉄、水道などのインフラ施設についても、建設後長期間を経過した施設が多くなってきており、今後、施設の維持管理や更新に要する費用の増大が想定されます。市設建築物の維持管理・更新費は、これまでの築40～50年の建て替えから築65年で建て替える長寿命化計画を前提としても、今後30年間の平均で、年646億円と試算されています。また、インフラ施設（一般会計分）でも

毎年165億円が必要とされています。

2015年に大阪市公共施設マネジメント基本方針が定められて以降、中期的な財政収支見込では一定の額を見込んでおり、近年の予算ベースでは試算値を充足しているものの、今後公共施設の維持管理・更新費の増嵩が見込まれています。また、水道管の緊急対策では5,230 kmのうち1,000 kmを10年間で耐震化する計画ですが、これだけで1,900億円と試算されています。40年の法定耐用年数をこえた水道管は、平成30年度末現在で48.0%です。

老朽化した市設建築物・インフラ施設もひとたび想定外の災害に遭遇すると「時限爆弾」となって都市生活を脅かしかねません。安全なはずの避難所が被災して機能しないことすらあり得ます。2045年までに30万人以上の人口が減少する時代を迎えて、老朽化した市設建築物・インフラ施設の問題は避けて通れない重たいテーマです。

- ・市民ニーズや施設総量を見極めた優先順位を決め、複合化・多機能化による再編計画を適切にすすめること。
- ・民間活力の参入で持続可能な保全管理をすすめること。
- ・市設建築物の指定管理者などの選定に際しては、交通網が遮断された場合でも実現性のある災害時対応に配慮した基準を設けること。

1. 大都市における住民自治の拡充

(1) 区政会議

- ・区民の声を区の将来ビジョンや運営方針に反映し、各区・各地域の実情や特性に即した施策・事業を実施するために、現在の区政会議の進め方の改善、権限強化をはかること。

(2) 地域活動協議会

①事務局

- ・地域振興会をはじめとする各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が参画し、地域におけるさまざまな地域課題に取り組み、市民による自律的な地域運営が図れるよう、地域活動協議会の事務局体制の確立に向けて中間支援組織を活用すること。

②活動拠点

- ・地域の活動の基盤となるコミュニティ集会施設と老人憩の家は、全額市費負担によって早期に建設すること。
- ・現施設の点検を行い、施設の改修・建て替えについても積極的に行うこと。
- ・地域活動の基礎的な活動拠点である会館等の運営費補助の充実を図ること

③スーパーコミュニティ法人

- ・雇用などが代表者の私的契約になり、多額の金銭の扱いが個人責任になる一方、NPO法人などは地縁の自主組織となじまないなど協議会型自治組織が抱える全国でも共通の課題がある。こうした課題解決に向けて国への働きかけが行われている「スーパーコミュニティ法人」について大阪市としても調査研究を行いその実現を目指すこと。

(3) 施策の縦割りをつなぐ総合的な長期ビジョンの策定

- ・それぞれの課題分野、施策ごとの長期的な計画、取り組みをつなぐために基礎自治体としての長期的なビジョンを策定し、大阪市総合計画を策定すること。
- ・区レベルにおいては施策の縦割りをつなぐ区の将来ビジョンを区民の声を反映し策定すること。

(4) 「市民がつくるおおさか条例(案)」づくり

- ・「みんなのことを、みんなで決めてやっていく」市民自治と地域自治を推進するためのルールを書き込んだ「市民がつくるおおさか条例」づくりをすすめること。
- ・行政も、企業も、NPO・団体も、大阪市に住む人、はたらく人も身近な区政に参加し、対等な関係で協働しながら地域の課題解決に取り組む持続可能な市民自治の仕組みを市民参加でつくりあげていくこと。

2. 高齢者、障がい者、子どもなどの支援策の充実

(1) 住民自治型の地域福祉の推進

①地域福祉ビジョンの策定と区の運営方針に基づいたPDCAの徹底

- ・様々な課題解決のためその課題別に対応した福祉施策、事業が縦割りに実施されているが、対象となる住民は同じであり、複雑・多様化、深刻化する課題に対応するには、連絡・調整を行いながら、地域の中で施策の総合化を図る必要がある。そのために地域福祉ビジョンを策定し、運営方針で実施のPDCAをしっかりと行うこと。
- ・関連施策を単に実施するだけでなく、住民、専門職、関係機関、団体が参画し、協働できる協議会やテーブルを定期的に調整し、参画者が主体的に課題解決に取り組む住民自治型の地域福祉を推進すること。
- ・役所に担当窓口がない地域課題については、行政と医療・福祉関係者、地域関係者からなるプロジェクトチームを設置し、その解決を図ること。

②総合相談窓口のワンストップ化の徹底

- ・複雑・多様化、深刻化する課題に対応するために、専門分野ごとにたくさんの相談窓口があるが、自分が必要とする窓口にたどりつけない市民がいる。最初に受け付けた相談窓口は、ただ単に紹介するだけでなく、適切な窓口につないでいくワンストップ化の徹底を行うこと。

③地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現

- ・高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う社会「地域共生社会」の実現のため、対象者ごとの福祉サービスを「タテワリ」から「まるごと」へと転換すること。
- ・地域共生型福祉サービスの検証を進め、高齢者、障がい者、子どもなどの福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消すること。

(2) 専門性が高い事業の公募のあり方

- ・複雑・多様化、深刻化が懸念される福祉課題の解決に向けては、専門性の担保と継続的な支援体制の構築が不可欠であり、そのためには、サービスの担い手側の視点に立って、行政としての委託のあり方について改善が必要である。委託側の都合だけではなく、受託側の状況についても検証を行い、長期継続契約による複数年の契約の採用や、一部直営で行うこと。

(3) 地域包括ケアシステムの構築と深化・推進

- ・全ての高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、空家や空き店舗なども活用し、より身近な地域での高齢者の交流の場の充実を図ること。
- ・平成29年4月から実施している、新しい総合事業における多様な担い手によるサービスの充実

に向けては、小学校区ごとに組織された地域活動協議会が参画しやすい仕組みの構築を検討すること。

- ・大阪市の要支援要介護認定については30日以内にその結果を示せるよう、認定申請者の増大を想定した、事務受諾法人の選定、人員配置の見直しなどの対策を講じること。

(4) 地域包括ケアシステム推進、地域福祉推進のための条例(案)の検討

福祉サービスの重点が施設から在宅に変わった分、サービス総量は増えましたが、個々のサービスに差が生じており粗雑なケアも目立ちます。また、生活課題が、複雑・多様化し、複合化しており、ますます、生活の現場に最も近い地域に移行し「地域で個人をどう支えるか」また、そのための「仕組みづくりや地域づくり」が問われています。

- ・行政、市民、医療・介護・福祉専門職の役割を明らかにし、協働しながら地域づくりにつなげるための条例(案)を検討すること。

(5) 生活困窮者自立支援制度

- ・各種支援制度の連携を図り、専門的な相談機関とも協働して寄り添い型支援を行うこと。
- ・非正規雇用が増加している若年者をはじめ、ひきこもりの方、障がい者、ひとり親家庭、高齢者など「就労に向けた支援が必要な人」に対して、地域企業と連携した「働きながら学ぶ」訓練付き就労(同制度の就労準備支援事業や就労訓練事業の推進など)の機会を、目標を決めて強化すること。
- ・前掲<2>すべての親子が安心してらせるまちへ、キャリア形成支援の機会が乏しかった女性、あるいは後掲(9)ひきこもり・ニート支援にかかわるキャリアのスタートがきれていない若者、セカンドキャリアを探すシニアにとって、めざす仕事や働き方を体験・訓練しながらキャリアを見通す支援を強化するため同制度の活用を進めること。
- ・多様な働き方を可能とする場の開拓と就労に向けた支援のために、区内の事業所から協力を得られるよう、インセンティブの導入などの仕組みづくりを進めること。
- ・生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして本市の実情に応じた実効性のあるものとなるよう、必要な財源の措置について国に要望すること。
- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、公共調達する「役所の仕事」を訓練や支援の場として活用するように、随意契約が可能な認定就労訓練事業所を拡充するなど、優先調達を活用した就労支援を推進すること。

(6) 難病者支援

各種難病に対する原因の解明、治療方法の確立について国に要望するとともに、患者とその家族に対し、日常生活上生じる様々な問題の軽減を図るための諸施策を実施すること。

(7) 公営住宅福祉

- ・住宅困窮度が非常に高く、生活に配慮を要する方々が多く生活する公営住宅では、滞納等の情報を市民のSOSのサインとしても受け止めるなど、地域包括支援センターや社会福祉法人、NPO、居住支援法人など身近な地域で活動する団体等と連携した生活再建の視点を踏まえた居住支援サービスの提供などに取り組むこと。
- ・高齢化した公営住宅の共用部の管理や草刈りなどを住民の自治・互助任せにするのではなく、

自治会支援など具体的な支援策を講じること。

- ・特に令和3年度から導入が検討されている公営住宅の指定管理制度の評価指標の策定にあたっては、地域の自治会、高齢者の見守り、子どもの貧困支援、居場所づくり等に取り組む法人や団体・個人と連携・協働を求めるなどの具体的な支援の構築を図ること。

3. 次世代を担う子ども施策の充実

(1) すべての子どもの安心と希望の実現（子どもの貧困対策）

- ・ひとり親家庭の相談窓口、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備し、必要に応じて他の支援機関につなげることに より、総合的・包括的な支援を行う体制を整えること。
- ・生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行う子どもの居場所への支援を行うこと。
- ・子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成すること。
- ・福祉と教育がチームとしてつながり、課題に対応できるようスクールソーシャルワーカー活用事業の拡充を図り、教育と福祉の連携を進めること。また、区の子育て支援室等との連携がスムーズに進むよう、区でのコーディネート機能を充実させること。

(2) 児童虐待防止

- ・すべての子育て家庭に対する支援を図る観点から、こども相談センター、各区の子育て支援室（家庭児童相談室）、男女共同参画センター子育て活動支援館、保育所における児童相談機能と相談体制の強化を図るとともに、きめ細かく相談窓口の周知・広報を行うこと。
- ・こども相談センターを中心とした関係機関の機能の充実や虐待防止地域ネットワークの充実を図るとともに、虐待通報から48時間以内の安全確認など即応できる体制を強化すること。
- ・大阪市における児童虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が68%となっているなかで、虐待の未然防止や早期発見、保護者の孤立予防のためにも、1歳未満の子ども家庭に紙おむつの無償配布など、定期的に配達員・相談員などがアプローチできる支援策を講じること。

(3) 産前産後ケアの充実

- ・産前産後の切れ目ない母親への心身のケアや育児サポートの体制を引き続き充実させ、ひいては虐待リスク低減等の役割を果たせるよう努めること。
- ・産後ケア事業の周知を積極的に行い、真に必要な人に情報が届くように利用支援を行うこと。

(4) 就学前児童の健全育成

①弾力的な保育環境の整備

- ・保育所居室の面積基準緩和及び1歳児の保育配置基準を早期に復元するとともに、多様な保育需要に応えるため、保育所の適正配置、施設の拡充整備に努めること。

②公立保育所・幼稚園の民営化計画の撤回と存続

- ・公立保育所・幼稚園は、就学前児童の健全育成のセーフティネットとして重要な役割を果たしており、原則民営化の計画を撤回すること。
- ・公立保育所で進められてきた再編整備計画については、保育の質を維持・向上させることを基本に市民・保護者の理解を得て公私間の調整を図ること。

③待機児童対策

- ・民間保育所の新築や既存施設の増築または分園整備、あるいは保育事業の充実などとともに保育士確保の推進等により総合的に待機児童の解消を図ること。

④企業主導型保育所

- ・大阪市内に設置された企業主導型保育所203園(2019年10月20日現在)の空き定員を有効に活用し、待機児童の解消を図ること。

⑤認可外保育施設

- ・届け出済み認可外保育施設が保育無償化の対象となったように、一定の水準を満たすと認められる認可外保育施設については、大阪市内の認可保育施設の保育士確保等を支援する各種事業・施策の対象に含めることを検討すること。
- ・企業主導型保育所を含め、増加している認可外保育施設の管理監督等にあたっては、必要な財源措置について国に要望すること。

(5) 外国にルーツを持つ子供たちの健全育成

①就学前教育

- ・大阪市内で保育施設を利用される外国人に向けて、制度概要等を説明する多言語動画のみならず、保育現場においても翻訳機器の活用など母語保障や適切な意思の疎通に配慮した環境整備に努めること。
- ・保育士と同等の能力を有すると判断される外国の保育・教育資格や学歴等を有する人材を、保育支援員等として、保育現場で活用できる取り組みを進めること。

②外国からの児童生徒の受入れ・共生のための教育の充実

- ・より小さなエリア単位で、子どもに近いところでの日本語指導充実のための取り組みを進めること
- ・言語支援のみならず、母語・母文化、共生協働などを目指したともに生きる取り組みにしていくこと

(6) 障がい児への就学支援

①障がい児就学

- ・就学にあたっては、本人、保護者の意向を尊重すること。
- ・学校施設の整備改善を図り、すべての障がい児の教育を保障すること。
- ・就労に向けた進路指導を充実すること。
- ・障がい児の学校生活を保障するため、介助等の支援に当たる人的配置の充実を図ること。
- ・障がい児の通学の付き添いへのサポートのために、登録型の付き添いサポーター事業を実施し、教育を受ける権利を保障すること。

②発達障がい児支援

LD、ADHD等の発達障がいのある児童生徒に適切な指導・支援を行うため、教員等に指導内容や方法に関する助言を行う巡回相談の回数を増やす等の拡充を図ること。

③知的障がい児の高校進学

知的障がいのある生徒の高等学校受け入れにかかる制度を拡充し、障がい児の進学権を保障すること。

(7) 生野区西部地域学校再編整備計画

生野区の西側の12の小学校をいったんリセットして4つの新しい小学校に再編する計画は、地域住民の理解と合意が得られていない状況である。

平成29年からは中学校区ごとに説明会を開催し、田島中学校区・生野中学校区では、議論のたたき台となる学校整備計画（案）が示されたところである。

反対、賛成どちらの立場でも、地域の現状がどういう状況なのかを知り、地域の将来の子どもたちのために、何がよりよい選択なのかを考える機会になっている。はじめから答えありきではなく、協働で考えていくプロセスが重要である。

- ・再編整備で何ができるのかなど具体的に示しながら地域住民の皆さんからの発意を十分にくみ取って取り組みを進めていくこと。

(8) 学校施設整備

①教育環境の改善整備

老朽鉄筋校舎を改築し、プール、体育館、特別教室の整備充実（特に大規模校の特別教室の複数化）や給水設備の直結給水化を推進するなど、教育環境の向上に努めること。

②学校図書館の充実

- ・すべての学力の基礎となる読解力・記述力を培うため、全校一斉の読書活動など言語力育成の取り組みを進めるとともに、改正学校図書館法に基づき、学校図書館の活性化を図るため、学校司書を配置すること。
- ・引き続き地域住民による読書支援活動ボランティアの育成並びに小中全校への配置を推進すること。
- ・すべての小中学校において「学校図書館図書標準」を達成するなど、蔵書の充実を図ること。
- ・学校図書館と市立図書館との一層の連携を図ること。

(9) ひきこもり・ニート支援

- ・社会的自立に課題を抱えた青少年に対する支援の充実を図ること。
- ・不登校、ひきこもりなどコミュニケーションに課題を持つ青少年の居場所として、14カ所の通所場所を削減するのではなく、社会と関わる力を育てる場所として、内容等の充実・整備を図ること。
- ・学校、こども相談センター、各区の子育て支援室など関係機関の連携で、中学校卒業後も途切れることなく社会生活デビューへと導く寄り添い型の支援策を講じること。
- ・不登校や中退などを経験した若者を含めすべての若者が望む職業キャリア初期を順調に歩めるよう就職後の定着支援や予期せぬ転職や転社に対応した切れ目のない就労支援、キャリア支援に着手すること。

(10) 児童扶養手当

自立を妨げる要因になってしまう多額の返還金が生じないようにするため、児童扶養手当の受給要件については、新規認定時や現況届受付の際などに、受給者によく説明を行うよう取り組むこと。

(11) 幼児教育の無償化

- ・幼児教育無償化を拡充するとともに、各種学校の利用者も対象にすること。

(12) 学校選択制について

- ・2014年度に導入された学校選択制は、2014年度＝小学校が5.1％・中学校が2.9％から、2019年度＝小学校が8.7％・中学校が5.5％と通学区域外への就学は漸増している。そのような中、低学力や荒れているといった課題のある学校を忌避したり、噂や偏見による学校選択がなされるといった問題が生じており、中には児童・生徒の流出が続いている学校も見られる。また、教育熱心な保護者であるか、通学可能な範囲に学校があるかといったそもそも子どもが選択のしようがない課題があることも指摘されている。かつての越境問題を繰り返さないためにも、実態を把握し改善に取り組むこと。

4. 空家対策の取り組みの推進

(1) 大阪市空家等対策計画の着実な実行

①区役所を拠点とした取り組み

各区のアクションプランに基づき、区役所を拠点として、地域や専門家団体等と多様な連携を図り、空家等対策に取り組むためこと。また、それに応じた予算措置を行うこと。

②特定空家等対策

安全・安心なまちづくりの観点から、周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、早急な対応が求められている特定空家等対策について、所有者の特定に重点的に取り組み、自主的な改善につながらないときは、命令・代執行による是正措置を行うこと。

③空家等の利活用

- ・空家等の活用を促進し、地域の活性化やまちの魅力向上に繋げること。そのために、住民の急速な高齢化や子どもの貧困問題などが大きな課題となる中、空家も活用しながら、子どもたち、高齢者等の居場所づくりを進めること。
- ・地域に貢献するのであれば空家を貸してもよいという所有者の方と、一定の「場所」を必要としていてもなかなか適当な場所が見つからないという団体・NPO等をつなげるマッチングの支援を行うこと。こうしたマッチングは民間だけで解決することは難しいため、中間支援組織の支援など、公共が関与する仕組みを構築すること。
- ・空き家対策における固定資産税情報等を活用し、空き家所有者を発掘する観点から、固定資産税納税通知書等の送付時に大阪市が推進する空家利活用改修補助事業チラシを同封するなど、周知に努めること。
- ・利活用にあたっては、立ち上げ経費としてのリノベーションの設計費や改修費補助など支援施策を拡充するとともに、アーティストの拠点やものづくりの拠点、民泊への活用なども含めたメニュー化などさらに支援を拡充し利用しやすい施策にすること。
- ・空家の利活用に向けた支援策の創設などについては、大正区や住之江区などで推進している先進的な事業を拡充するなど、各区役所と関係局とが一層の連携を図りながら検討を進めること。その際、区長会議の部会も活用し検討すること。

5. 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちづくり

①住宅等の耐震化、防災化

- ・大規模な地震に備え、地下街、高層建築物、木造住宅、マンション、不特定多数が利用する大規模な建築物等の耐震性・防災性向上を促進すること。
- ・民間老朽住宅の建て替えを促進するための制度を推進すること。

②大規模災害時に備えたインフラ設備の強化

- ・下水道施設の最低限の機能確保や効率的に復旧を行うための行動計画の浸透や検証を継続し、市民の安全・安心を支える下水道事業の持続性の確保に努めること。
- ・防潮堤・橋梁の耐震強化等、地震・津波対策の充実に向け、国に対し国費の重点配分や新制度の創設を求めると必要な財源を確保し、災害に強い港づくりをより一層進めること。
- ・災害時においても給水が速やかに確保できるよう、浄・配水場や給・配水管路等の水道施設の耐震化や給・配水拠点ネットワークを整備すること。

(2) 効率的な減災対策

①地域防災機能の強化

災害対策本部機能の運用充実を図り、同時に各区における自主防災組織の育成など、地域防災機能の強化を図り、地区防災計画を住民参加で策定し、効率的な減災対策を合わせて進めること。

②福祉避難所

福祉避難所として協定を結んだ社会福祉施設への支援を行い、協定締結が遅れている状況を早期に解消すること。

③帰宅困難者対策

大規模地震時に発生する帰宅困難者対策として、避難誘導や情報提供など、民間企業・団体・地域等と行政がともに取り組む総合的な支援システムづくりを進めること。

④災害時の要援護者支援

- ・災害時の要援護者支援については、区の防災担当だけでなく、地域保健福祉担当、区社協、消防などと情報共有し、当事者団体、社会福祉施設、事業者などで構成されている既にある地域福祉のネットワークと連携し、総合的な取り組みとして進めること。
- ・災害時避難所となる小中学校の体育館には、猛暑期や厳寒期においても災害弱者（高齢者等）への二次災害防止のセーフティネットとして空調機等を設置すること。

⑤平時からの要援護者支援

災害時の要援護者への支援体制整備には、要援護者情報の平時からの収集・共有が不可欠であり、通常の福祉サービス利用時に、災害時の個別避難計画を盛り込む「災害時ケアプラン」策定を推進するために、報酬の上乗せなど必要な措置を講じること。

6. 交通・水道・下水道事業

(1) 交通政策

①総合交通政策

- ・少子高齢化を迎え、まちの形も変化する中、公共交通空白地、移動制約者の生活交通の確保、交通のバリアフリーなど今後の公共交通のあり方を検討し、局、区を横断して総合的なまち

づくりの視点を持ち、施策を実施すること。

- ・都市における地下鉄、バス、民鉄、タクシー、車、自転車など役割分担を明らかにし、都市交通全体が最適となる「総合交通体系」のあるべき姿を示した「総合的な交通計画」を策定すること。

②地下鉄8号線の延伸

地下鉄8号線の延伸（今里～湯里六丁目間）が国の次期答申に盛り込まれるよう取り組みを進めていくこと。そのために、大阪市鉄道ネットワーク審議会の提言を踏まえ、BRTによる需要の喚起・創出、鉄道代替の可能性を検証するための社会実験を、市長のリーダーシップをもって、沿線のまちづくりの視点も入れて総合的に進めていくこと。

③Osaka Metro・大阪シティバス株の適切な監理

以下の項目の推進のため、Osaka Metro及び大阪シティバス株を適切に監理すること。

○地下鉄

- ・市の行政施策とも連携しながら、市民・利用者への利益還元、社会的責任の遂行や社会一般への貢献により一層努めること。
- ・民営化のメリットを活かした、より一層の業務の効率化や地域と協働した魅力発信による利用促進、駅ナカ事業の展開などに取り組み、さらなる経営基盤の強化に努めること。
- ・津波や浸水に対する安全対策の充実を図ること。
- ・バリアフリー化の推進にあたっては、地域住民や利用者、障がい当事者の意見を十分踏まえること。そのために、当事者が参画し協議できる場を定期的につくること。
- ・プラットフォームからの転落を防止するため、可動式ホーム柵の全駅設置を目指すこと。
- ・障がい者、高齢者など誰もが安心して利用できるように、地下鉄・ニュートラムの駅における2ルート目のエレベーター等の設置を図ること。
- ・地下鉄駅につながる民間ビルのエレベーターの場所が、地上からは分かりにくい現状がある。エレベーターの共通の表示の協力を求めていくこと。
- ・地下鉄駅の改装を計画的に進め、乗客サービスの向上に努めること。
- ・国際化に対応して、公共交通機関に外国語を併記した案内・表示を早急に充実させること。

○バス

- ・地域サービス系路線については、地域の実態や要望を踏まえ、地域に必要な移動サービスが確保できるよう努めること。
- ・市バス事業を引き継いだ大阪シティバス株において、バス事業者としての運行管理や経営体制の向上を図るなど、経営基盤の強化に取り組むこと。
- ・運転手の確実な確保・養成を行っていくこと。

(2) 水道事業

①経営形態

- ・人口や水需要の減少により収入が減少する一方、老朽管の耐震化で支出が増加する状況の中、公営のままできる改革や水道料金の値上げについて議論を始めること。

②広域連携・海外展開

- ・本市の水道技術やこれまでに構築してきた水道施設の既存ストックを有効活用し、他の自治体との広域的な連携をさらに進めること。
- ・世界の水問題の解決に貢献するため、官民連携による海外展開を推進すること。

(3) 下水道事業

下水道は市民の安全・安心を担う重要なインフラ事業であることを踏まえ運営権制度導入にかかる課題については、慎重に議論を進めること。

7. 文化、観光、経済振興

(1) 文化・観光

①アーツカウンシル

芸術文化の専門家で構成されるアーツカウンシルにより、府市文化事業の評価、企画、調査等に取り組み、都市魅力の向上や社会のための文化・芸術の活用など大阪にふさわしい文化行政を推進すること。

②伝統芸能

- ・文楽、能楽、歌舞伎等の伝統芸能の普及、振興、支援に取り組むこと。
- ・伝統芸能をはじめ身近な地域の資源を活用した観光メニューづくりを行うなど、市民、ビジターへの鑑賞の機会を提供する場の創出に努めること。

③観光客誘致

大阪都市魅力創造戦略2020に基づき、アジア各国をはじめとした海外からの観光客誘致のため、来阪された観光客が十分楽しめる利便性の向上や、観光バス対策など受け入れ環境の充実に努めるとともに、訪日外国人誘致に向けた大阪観光局の取り組みを支援すること。

④2025年大阪・関西万博の開催準備

万博の開催に向けて、実施主体となる（公社）2025年日本国際博覧会協会と連携して取り組みを進めること。

(2) 経済振興

①新たな産業の育成支援

産業構造の変化に対応し、新たな雇用創出につなげるため、大阪に基盤があり、今後成長が期待される産業分野として「環境・エネルギー」や「健康・医療」、「ICT関連」などの産業の重点的な育成に努めること。

②創業、協働支援

- ・創業予定者に対するコンサルティングをはじめ、総合的な創業支援策を実施すること。
- ・地域商業の活性化に向けて、空き店舗を活用し、商店街や小売市場などがNPO団体、芸術家、高校、大学、企業など地域団体と連携しながら新たな事業をつくりだす活動を支援すること。
- ・販路拡大や事業提携につながる多様なマッチングや交流事業を推進するとともに、目的別のセミナーやワークショップによる人材育成など、中小企業の経営力強化のための支援に取り組むこと。

③販路拡大

- ・海外ニーズに見合った「売れる製品」の開発や海外における販路拡大ができるよう、海外見本市等への出展をサポートするとともに、海外企業との商談会を企画・開催し、在阪企業へ商談機会を提供することで海外市場への参入を促進するなど、国際ビジネス活動支援の強化を図ること。
- ・デザイン性や企画・販売力を高めるクリエイティブ産業を創出・育成し、ものづくり企業な

どとのマッチングを通じて、高付加価値な新製品・サービス開発を促し、中小企業の取引・販路拡大を支援すること。

(3) 労働・就労

「働く」だけでなく「働き続ける」ことにも困難を抱える若者、女性から高齢者は市民の25% (73万人) を超えています。一方で大阪経済を支える中小企業も人不足は深刻です。この働きたいと願う市民に、働けるチャンスを拓くことは、大阪市の一番の基本の成長戦略です。大阪府では「ハートフル条例」が平成31年4月より改正され、「①障がい者を障がい者等と対象を拡大」「②公契約を活用した就労支援の実現」「③中間支援組織を認定し、当事者支援と企業支援で就労支援を促進」し、府が民間に発注する業務に「はたらく支援の仕組み」を組み込む動きが始まり、東京都においても就労を希望する全ての都民への就労支援に関する「都民の就労を応援する条例(案)」の検討が進んでいます。

- ・本市でも、SDGsターゲット12.7「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進」や対象を限定した属性別・対象別の就労支援のみならず、働く場である企業が「多様な人材」を受け入れられるよう人材対応型環境整備の支援も含めた包括・総合的に支援できる、「はたらく市民応援条例(案)」の検討や「就労支援総合ビジョン」などの策定を進めること。

8. 適正なガバナンス

(1) 適正な人員配置

「市政改革プラン2.0」に基づいて、人事給与制度の見直しが進められ、平成28年度～令和元年度で、市長部局の職員約1,000人の削減が目ざされており、技能労務職員については、平成19年度から新規採用がない状態である。今後、職員をゼロにするわけではないのだから、技術の継承の観点から課題を整理して、計画的に採用を再開すること。

(2) 適正な公共調達

- ・2020年度以降の指定管理者選定に際しては、応募者が1社(共同体含む)にとどまる施設が散見された。指定管理者制度のみならず、委託事業の公募においても、応募者が1社のみや入札不調・参加者不在とならぬよう、事業者・有識者等の意見を汲み取るラウンドテーブルを設置するなど、適正な業務内容や公募条件の設定に努めること。
- ・大規模な庁舎清掃等で実施している総合評価一般競争入札のみならず、SDGsターゲット12.7「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進」するためにも、公共調達を活用した、就労支援や環境、地域課題、人権施策等の社会政策の実現に努めること。

9. 共生と人権

(1) 国際人権都市大阪市の実現

大阪府は、「国際人権都市大阪」の実現を目指し、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現することが一層必要だとする「人権尊重の社会づくり条例」を制定しています。

- ・多文化共生施策の推進に関する指針・行動計画の策定等、昨今の社会情勢に鑑み必要となる個別の人権課題への対処については、こうした条例の考え方を踏まえ適切に実施すること。

(2) 多様な人が参画できるルールの策定

本市は全国に先駆けてヘイトスピーチ条例を作りました。障がい者差別や部落差別の解消の

ための条例、民泊と住民生活の関係、144ヶ国14万3,285人（2019年9月末）の外国人住民を新たな隣人として受け入れることなど国際都市に変貌する大阪市に新しいルールが必要という提案もあります。

①「ヘイトスピーチ対処条例」の強化

- ・川崎市では、ヘイトスピーチなどの差別的言動を禁じる条例が2019年12月に可決されました。具体的には、「勧告」「命令」を行いそれにも従わない場合、個人の氏名や団体名称、住所などを公表するほか、刑事告発して50万円以下の罰金を科す内容になっています。大阪市内においても現条例にもとづく取り組みや実効性を検証し、他市の取り組み等や条例制定の動きをヘイトスピーチ審査会等で議論し、現行条例の強化に努めること。

②部落差別解消推進法の具体化

鳥取ループ・示現舎「部落探訪」や「同和地区研究所」に代表されるように、インターネット上において「被差別部落の所在地」などが流布され、部落差別を温存・助長する行為が後を絶ちません。

- ・インターネット上でヘイト情報や部落差別情報が氾濫していることをふまえ、メディアリテラシー教育のみならず、学校現場における生徒への部落問題学習を推進すること。
- ・市の職員が部落差別に関する差別的な落書きを行った事実を踏まえ、自治体職員や学校園の教員などに対する部落問題研修を継続実施し、その効果を検証するなど、再発防止策を講じること。
- ・インターネット上における差別の法規制について国に対して要望すること。
- ・大阪市内や大阪市民等を対象とした、インターネット上における差別等の事実関係や事象を把握し、法務省などへ削除要請する「モニタリング活動」の実施を検討すること。
- ・法務省が実施している部落差別解消推進法6条に基づいた調査のみならず、大阪市の実情に応じた施策を講じるためにも、独自に部落差別やその生活実態把握に関する調査を検討すること。

③多様な人が参加参画できるプラットフォームづくり

- ・共生と人権を包括したような条例と、個別テーマの政策、条例が絡み合っ、人が優しくなれる大阪市を発信するための仕組み（条例など）づくりに向けて多様な人が参加参画できるプラットフォームづくりを進めること。

④住民投票における外国籍住民の投票権

- ・「大阪市特別区設置住民投票」が実施される場合は、永住者など一定の条件を満たす外国籍住民にも投票権を認めるよう、大都市法・大都市令の改正を国へ求めること。

(3) スポーツ・芸術文化を楽しむ権利の保障

2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、全国で障がい者スポーツや芸術文化振興が推進されています。また、高齢化社会を迎え、健康の維持促進の観点からも、日常的な生きがいとしてのスポーツや芸術文化活動は重要です。

- ・誰もがスポーツ・芸術文化を楽しめる権利を保障する観点から、障がい者や高齢者スポーツ・芸術文化活動の推進のために、講習会の開催や設備設置等の必要な支援策を講じること
- ・そのために、あらゆる人々がスポーツを楽しめ、文化を通じていきいき活動できるよう、大阪市スポーツ振興計画や第二次大阪市文化振興計画を着実に実行し、必要な支援を推進すること。